

愛知学院大学奨学寄附金運用細則

平成 20 年 4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この細則は、奨学寄附金取扱規程（以下「規程」という。）第 11 条により、奨学寄附金の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

（受入手続）

第 2 条 奨学寄附金の受入が決定した場合、研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課（以下「研究推進・社会連携課」という。）はその受入を「奨学寄附金の受入れについて（回答）」により寄附申込者、財務部経理課（以下「経理課」という。）、財務部財務課（以下「財務課」という。）、寄附を受けようとする研究者（以下「奨学寄附研究者」という。）及び当該学部事務室に通知する。

（入金手続）

第 3 条 寄附申込者から大学宛に奨学寄附金の入金があった場合、経理課は奨学寄附金の入金を研究支援・社会連携課及び財務課に通知する。

2 研究支援・社会連携課は、受領書及び礼状を寄附申込者に送付する。

3 財務課は、奨学寄附金の入金額から 10%相当額を控除した金額（以下「奨学寄附研究費」という。）を、当該学部事務室経由で奨学寄附研究者に通知する。ただし、規程第 6 条の寄附する団体等の定める公募要項に規定されている等により、間接経費を差し引くことのできない助成金等は、この限りではない。

（使途手続）

第 4 条 奨学寄附金の入金通知を受けた奨学寄附研究者は、「奨学寄附研究費予算申請書（以下「予算申請書」という。）」を作成し、当該学部長（以下「予算責任者」という。）を経て財務課に提出する。

2 財務課は「予算申請書」により財務部事務部長の承認を得て、予算責任者を経て奨学寄附研究者に通知する。

（会計処理手続）

第 5 条 奨学寄附研究者は、学校法人愛知学院経理規程の定めるところにより予算執行、予算差引き及び支払い手続を行うものとする。

（奨学寄附研究費の繰越）

第6条 奨学寄附研究者は奨学寄附研究費のうち、予算未申請分については翌年度へ繰り越すことができる。予算を申請し示達された研究費の残余については繰り越すことができない。

(助成金等の管理)

第7条 教員個人が団体等から助成金等を受け研究を行う場合であって、その助成金等を奨学寄附金とせず教員個人が管理を希望する場合は、研究推進・社会連携課に届け出なければならない。

(協議)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、奨学寄附研究者及び関係部課で協議する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は業務執行理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

この細則は、平成26年11月1日から施行する。

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年12月1日から施行する。

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

この細則は、令和8年4月1日から施行する。